



やまなし



# こどもの権利相談室

## やまなしスマイル



マスコット  
キャラクター

きかんし だい ごう れいわ ねん がつはっこう  
機関紙 第2号 令和6年7月発行



まいにち あつ ひ つつ  
毎日、暑い日が続いていますね。

でも、もうすぐみんなが楽しみにしている夏休みですね  
あとひとがんばりです。 **ファイト!**



わーい! なつやすみだ

こんかい なたやす とくしゅう  
今回は、夏休み特集です。  
なたやす きも こうどうはんい ひる  
夏休みは、気持ちもゆるみ、行動範囲も広がります。  
そのぶん きげん  
その分、危険がいっぱいあります。  
なたやす ちゅう きげん  
夏休み中の危険と  
こ けんり かんが  
子どもの権利について考えてみましょう。



そうだんいん  
相談員さん、  
けんり  
「権利」とは、  
どういうことですか?



それでは、「権利」について説明しますね。

けんり まも たと まいにち がっこう どうこう  
権利とは、みなさんを守るためのルールのようなものです。例えば、みなさんが毎日、学校へ登校するの、学校で勉強する権利があるからです。また、毎日、ご飯を食べるの、健康に育つ権利があるからです。みなさんは、日頃からたくさんの権利で守られています。

けんり わす やくそく じぶん けんり つか ほかにひと  
でも、権利には、忘れてはいけない約束があります。それは、自分の権利を使うときには、他の人の権利を守らなければなりません。権利は、みなさんが幸せに暮らすためにもとても大切なものです。じぶん けんり たいせつ ほかにひと けんり たいせつ わす  
自分の権利を大切にしながら、他の人の権利も大切にすることを忘れないでくださいね。



### ここで、ちょっとひとやすみ

\*\*\*\*\*

せいがいしゃ なか ちゅうせん めい  
※正解者の中から抽選で10名に  
「やまスマオリジナルグッズ」をプレゼント!!  
×切日 令和6年8月30日(金)まで

かいとう  
解答はここから

きかんし だい だん  
機関紙クイズ 第2弾



こ けんりそうだんしつ  
子どもの権利相談室「やまなしスマイル」は、  
たても の なか  
どの建物の中にあるのでしょうか?

つぎ なか えら はんごう こた むすか  
次の中から選んで番号で教えてください。難しいですよ。

- ① 甲府警察署
- ② 甲府市役所
- ③ やまなしけんちょう 山梨県庁
- ④ 県立図書館
- ⑤ 甲府裁判所
- ⑥ エヌエイチケイこうふ N H K 甲府



【大ヒント】

そこには、ながさきちし  
そこには、長崎知事さんもいるよ。

夏休みは、どうしても気持ちがゆるみ、生活のリズムが崩れがちです。たとえば、ゲームなどをしていて夜遅くまで起きていて、朝寝坊をしたり、ご飯を食べないでそのまま遊びに出かけたりしてしまうことがあるかも知れませんね。体には良くないですね。



例えば

第6条【生きる権利・育つ権利】  
すべての子どもは、生きる権利、育つ権利を持っています。  
〔日本ユニセフ協会抄訳〕



第24条【健康・医療への権利】  
子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利を持っています。  
〔日本ユニセフ協会抄訳〕



第31条【休み・遊ぶ権利】  
子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利を持っています。  
〔日本ユニセフ協会抄訳〕



あなたは大丈夫ですか？



夏休み中でも  
困ったことや  
悩んでいることがあったら、  
相談してくださいね。

熱中症に  
注意！



相談方法

※電話/FAX/メール/手紙/対面/ZOOMで相談できます。

電話

055-225-3958

対面

相談予約  
相談予約フォーム

FAX

055-223-1509

ZOOM

メール

kodomo-kenri@pref.yamanashi.lg.jp

手紙

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県庁本館5階 子ども福祉課内

予約の日時等については、  
相談室から電話、または、メール  
でご都合をお伺いします。

